

那須町立保育園民営化ガイドライン

平成 29 年 4 月
(平成 29 年 8 月 一部改正)
(平成 31 年 2 月 一部改正)

那 須 町

目 次

I	ガイドラインの位置付け	2
1	はじめに	2
2	保育園民営化の目的	2
3	ガイドラインの目的	3
4	ガイドラインの適用	3
II	民営化のためのガイドライン	4
1	民営化の手法	4
2	民営化を実施するにあたっての基本的な考え方	5
	(1) 保育の質の確保	(2) 保護者への説明・理解
	(3) 適正な事業者選定	(4) 子どもへの影響を配慮
	(5) 保護者・事業者との協議	(6) 民営化後のチェック体制等の確立
3	運営主体（移管先事業者）	6
4	移管先事業者の公募	6
5	移管先事業者の選定	6
	(1) 選定方式保	(2) 選定組織
	(3) 法人選定基準の作成	(4) 選定基準の原則
	(5) 移管先事業者名などの公表	
6	公募に際しての諸条件	8
	(1) 保育園運営に関する事	(2) 保育内容等に関する事
	(3) 職員配置に関する事	(4) その他の事項に関する事
7	民営化のスケジュール	10
	(1) (仮称)那須第5保育園	(2) (仮称)那須第4保育園
8	円滑な引継ぎ	11
	(1) 保護者・事業者・町の三者による話合いの場の設置	
	(2) 移行準備期間と移行計画の策定	(3) 合同保育（引継ぎ保育）の実施
9	運営移管後のチェック体制	12
	(1) 移管に関する問題の解決	(2) 巡回訪問
	(3) 定期的な運営委員会の開催	(4) 利用者アンケート、第三者評価
	(5) 相談・苦情等	(6) 施設環境の整備と充実

I ガイドラインの位置づけ

1 はじめに

我が国では、長期間にわたる景気の低迷や高齢化の進展による社会保障費の増大等により国・地方の財政状況が厳しさを増す中で、広く自治体の効率的な運営が求められております。

そのような中、核家族化の進行や夫婦共働き世帯の増加及びライフスタイルの多様化等により、保育年齢の低年齢化や保育ニーズの多様化が顕著に表れてきており、子育て支援策の一層の充実が求められております。

このようなことから、町では、平成21年2月に「那須町保育園運営適正化等計画」を、そして平成28年3月に「那須町第2期保育園運営適正化・整備計画」を策定し、計画的に子育て環境の整備に努めるとともに、保育サービスの拡充や施設の整備、適正配置等を進めてまいりました。

当町における認可保育園の設置については、昭和27年度以降、保育ニーズの増加に合わせ町内に公立保育園を順次設置してきましたが、その間、私立（民間）保育園は設置されず、長期間にわたり公立保育園のみが保育サービスの中核を担ってきました。

現在でも、保育サービスは公立保育園7園を中心に行われておりますが、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことから、私立の認定こども園1園において、2号認定（3歳以上の保育を必要とする子どもの認定）の子どもに対し保育サービスの提供を開始したところであり、今後、更なる民間事業者の進出による特色のある保育サービスの拡充が望まれているところです。

2 保育園民営化の目的

公立保育園の民営化は、今後の保育ニーズの多様化に対応するとともに施設の老朽化に速やかに対応するため、限られた人材や財源を最大限に活用し、保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、あわせて子育て支援施策のより一層の充実を図ることを目的とします。

公立保育園では、正規職員である保育士の集約により、障害児保育や病後児保育など、当町に合った公立保育園の果たすべき役割を確実に実施できる体制の維持・拡充に努めます。

一方、民間保育園では、国・県補助金を活用し老朽化した施設の更新を行うことや、国・県・町の負担金等を財源とした施設型給付費による適切な財政支援を受け

ながら運営することが出来ます。既に信頼のある保育園等の運営を行っている民間事業者が、これまで町が築いた安定した保育を引き継ぐとともに、更に民間活力を利用し、休日保育など保護者の多様なニーズに特色をもった保育で応えることを期待することが出来ます。

町が保育園の民営化を進めるにあたって、行財政運営の効率化のみを追求し、結果、保育環境が悪化し、子どもに過度の負担が掛かってしまう状況になることは、断じて避けなければなりません。

今回の公立保育園の民営化は、児童福祉の総合的な増進を図るためであり、保育需要への適切な対応や多様な保育サービスの提供と効率的な行財政運営の両立を図ることを目指して行います。

3 ガイドラインの目的

公立保育園への民間活力の導入については、平成21年2月に策定した「那須町保育園運営適正化等計画」及びその改訂版として平成28年3月に策定した「那須町第2期保育園運営適正化・整備計画」において、「当計画目標である最終保育園数5園のうち2園に、民間活力の導入（民営化）を行うものとします。」と方針が示されております。

このガイドラインは、その対象となる保育園に民間活力を導入（民営化）する際の基本となるルール、基準を示すもので、民営化を進めるための基本的な指針となるものです。

ガイドラインを定め、保護者、町民や事業者に広く示すことによって、民営化に対する保護者等の不安を解消して円滑な実施を図るとともに、良好な事業者の参入を促すことを目的とします。

4 ガイドラインの適用

このガイドラインは、「那須町第2期保育園運営適正化・整備計画」において民間活力の導入（民営化）を計画している（仮称）那須第4保育園（現在の那須高原保育園）及び（仮称）那須第5保育園（現在の大同保育園と高久保育園が統廃合する園）について適用します。

Ⅱ 民営化のためのガイドライン

1 民営化の手法

「那須町第2期保育園運営適正化・整備計画」に基づき、(仮称)那須第4保育園(現在的那須高原保育園)については、施設を民間に移譲し運営を委ねる方法により民営化するものとします。

(仮称)那須第5保育園(現在の大同保育園と高久保育園を統廃合)については、施設整備(建て替え)段階から民間活力を導入し、新施設が開園する際に該当する町立2園が閉園する方法により民営化するものとします。

民営化の目標年度やその際の土地、建物及び物品の譲渡、貸付の方法等について、まず、(仮称)那須第4保育園(現在的那須高原保育園)については、平成23年9月に施設の増改築を行っており今後も一定期間の利用が可能であることから、建物及び物品を民間事業者は無償譲渡することを前提とします。土地については、保育の継続性と移管先事業者の初期投資の軽減を図るため、原則として一定期間は無償貸付するものとします。(那須高原保育園の敷地については、地域住民の共有地をお借りしているので、無償貸付期間中は、貸主と那須町との賃貸借契約を継続するものとします。)

なお、平成23年9月の増改築の際の財源として町が借り入れた町債(借入金)の償還が平成33年度末までであることから、民営化の目標年次を平成34年度とします。

次に、(仮称)那須第5保育園(現在の大同保育園と高久保育園を統廃合)については、現在の二つの保育園が建築後41年及び45年経過し老朽化が著しいことから建物の譲渡は行わず、保育園がある地域内で町が用意した土地に、民間事業者が保育園を1カ所新築したうえで、民営化対象の2保育園を閉園する形で保育事業を引き継ぐ方法により、平成33年度を目標に民営化するものとします。

なお、(仮称)那須第5保育園の土地についても、保育の継続性と移管先事業者の初期投資の軽減を図るため、原則として一定期間は無償貸付するものとします。

2 民営化を実施するにあたっての基本的な考え方

(1) 保育の質の確保

民営化を進めるにあたっては、利便的な保育サービスの拡大を求める以上に子どもの最善の利益が考慮されるべきこと、国の保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に示される一人ひとりの子どもの発育を尊重し支援する保育が実行できることなど、保育の「質」の確保を重要視します。

(2) 保護者への説明・理解

民営化を進めるにあたっては、対象園の保護者の理解は不可欠ですので、十分な期間を確保したなかで保護者説明会を開催し、保護者との話し合いを基本に、保護者の意見や要望に配慮してまいります。

また、保育園の運営には地域の理解も必要ですので、地域住民に対しても説明をしてまいります。

(3) 適正な事業者選定

運営事業者の決定に際しては、事業者によって保育の質の格差が生じることがないように、事業者選定は慎重に行います。その際、公正な選定基準の設定、選定基準の骨子や選定方法を公開するとともに、学識経験者や保育現場経験者等の専門家を含めた選定委員会が書類審査、面接等を経て選考し、町長が移管先事業者を決定します。

(4) 子どもへの影響を配慮

保育園は子どもにとって第二の家庭であり、慣れ親しんだ保育士が入れ替わることは、大きな負担になります。また、保護者や事業者にとっても安定した継続的な保育が中断するということになります。民営化を進めるにあたっては準備期間を設け、町と移管先事業者による合同保育（引継ぎ保育）を実施するなど、子ども・保護者への影響を最小限に抑える努力と配慮を行います。

(5) 保護者・事業者との協議

町は、移管先事業者決定後、保護者・事業者・町の三者による協議の場を設置し、民営化を進める中での問題点等について話し合い、決定していくこととします。民営化移行後においても、事業者の自主運営に委ねることができるかと判断できるまでの一定期間は、この協議の場を継続します。

(6) 民営化後のチェック体制等の確立

移管先事業者には、移管後の保育の実施状況について評価する仕組みの導入を義務付けます。また、保護者等からの意見や苦情を受け付ける仕組みを設けるとともに、那須町・保護者・事業者との意見交換の場を設けるなど、民営化後のチェック体制等の確立を図ります。

3 運営主体（移管先事業者）

保育所の経営事業者に関しては、平成12年度から国の規制が緩和され、地方自治体、社会福祉法人に加え、新たに学校法人、株式会社及びNPO等の多様な主体が認められるようになりました。しかし、全国的に見ても、地方自治体以外の認可保育所経営事業者に占めるこれら学校法人や民間法人等の割合は少なく、栃木県内でも実例は少なく実績評価が困難と考えます。（H28.5月に民間調査会社が実施した『保育所経営業者の実態調査（公立保育所以外）』では、「社会福祉法人」の割合が全体の85.8%であるのに対し、「学校法人」は2.7%であり、また「株式会社」と「有限会社」を合わせた企業は7.3%、NPO法人は2.7%等にとどまっている。）

県内においては、市町以外の認可保育所運営実績のある運営主体は、社会福祉法人が主で一部に学校法人等もありますが、当町の民営化対象保育園において、今後も地域に密着した保育を継続するためには、地域実情に精通した事業者が望ましいと考えます。

しかしながら、那須町内には保育所を運営している社会福祉法人はなく、幼稚園等を運営している学校法人が2事業者しかありません。適正な事業者を選定するためには、多くの選択肢の中から慎重かつ公平に選定する必要があることから、移管先事業者は、栃木県内及び福島県県南地域で現に保育所、幼稚園または認定こども園の運営をしている社会福祉法人または学校法人とします。

4 移管先事業者の公募

移管先事業者の公募は、募集要項を作成のうえ、該当するすべての事業者に公募情報が届くよう広報紙や町ホームページなどを活用し広報を行います。

また、事業者が余裕をもって応募することができるよう、2ヶ月程度の応募期間を確保します。

5 移管先事業者の選定

(1) 選定方式

移管先事業者の選定にあたっては、保育所運営に強い意志がある優良な事業者を選定するために、プロポーザル方式とします。

(2) 選定組織

移管先事業者の選定にあたっては、保育所の運営に精通した学識経験者や保育

現場経験者、対象園の保護者等を含めた選定委員会を設置します。

選定委員会では、書類審査、現地調査及び応募事業者のプレゼンテーションにより提案内容や実績の審査を行った後に事業候補者を決め、最終的には町長が移管先事業者を決定します。

(3) 法人選定基準の作成

「I-2 保育園民営化の目的」にある民営化の目的を達成させ、質の高い安定した保育を提供できる事業者を選定するため、今後、対象園それぞれに「民営化に係る運営法人選定基準」を作成し、選定委員会において審査を行います。なお、当該選定基準は、選定委員会において協議のうえ決定します。

(4) 選定基準の原則

町立保育園の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる事業者を選定することを原則とします。

そのため、事業者の経営状況及び継続性・安定性ととも、保育園運営上の内容（保育の質）を中心とした審査を行い、より優良な事業者を選定します。

選定にあたっては、以下の点を重視します。

- ① 児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。
- ② 応募の動機や目的が町の民営化方針を踏まえていること。
- ③ 法人の財務状況が良好で、資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。（経営責任者等と面接を行い、運営の透明性等の経営体質を確認します。）
- ④ 子ども本来の発達・成長を重視し、子どもを中心とした良好な保育を実施していること。（事業者が行っている保育を調査し、日々の保育状況を把握できる資料を確認します。）
- ⑤ 職員配置が適正になされること。（対象保育園に配置される事業者職員の人数や年齢・経験年数などを確認するとともに、職員の雇用形態・定着の度合い等を確認します。）
- ⑥ 職員の人材育成や運営に職員参加がなされていること。（研修や職員会議等に関する記録・実績を確認します。）
- ⑦ その他
「障害児保育の実績」、「アレルギー食への対応」、「地域子ども・子育て支援事業の実績」等も選定の基準とします。

(5) 移管先事業者名の公表

移管先事業者決定後、速やかに町ホームページ等により事業者名の公表を行い

ます。

6 公募に際しての諸条件

移管先事業者を公募しそれを決定するにあたって、町が求める基本的な運営方針、保育事業内容、職員配置等の諸条件は、以下に掲げるとおりです。

(1) 保育園運営に関すること

- ① 移管先事業者自らが、当該保育園を運営すること。
- ② 施設は、保育園の運営以外に使用しないこと。
- ③ 保育園運営においては、「栃木県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」における最低基準、関係法令、通知等を遵守すること。
- ④ 移管前の保育内容を引き継ぐことを基本とし、保護者の理解と協力を得ながら運営すること。
- ⑤ 開園時間は、午前7時30分から午後7時までの11時間30分開園を下限とし、それを上回る運営努力を行うこと。
- ⑥ 給食調理は、移管先事業者自らが園内調理室で行うこと。
- ⑦ 高い専門知識や豊富な経験、意欲のある職員を確保するとともに、職員研修等人材育成への積極的な取り組み、マニュアルの整備、自己評価、利用者評価の実施等により保育の質の維持・向上を目指すこと。

(2) 保育内容等に関すること

- ① 保育内容については、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を基本とし、保育課程・指導計画を作成実施すること。
- ② 入園児童の受入れは、現行の生後6か月からとします。ただし、利用者のニーズや施設の整備状況を捉えながら、受入れ月齢を早めるなど乳児保育（0歳児保育）に積極的に取り組むよう努めること。
- ③ 障害児（支援児）保育を継続実施すること。
- ④ 地域子ども・子育て支援事業を拡充するため、時間外保育事業（延長保育）を実施すること。

その他の特別保育事業についても、利用者のニーズや施設の整備状況等を捉えながら、必要な時期から実施するよう努めること。

- ⑤ 休園日は日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）とすること。ただし、上記以外の日をやむなく休園日にする場合は、あらかじめ保護者に説明の上、理解を得ておくこと。

なお、今後の保育ニーズの多様化により休日保育を実施する必要性が生じた場合は、本条件を変えて事業者公募をできることとします。

- ⑥ 給食については、現行体制（0歳児から2歳児までは完全給食、3歳児以上は副食提供給食）を維持し食育を考えた給食の提供を行うとともに、那須町保育園作成の「食物アレルギー対応マニュアル」に基づくアレルギー食への対応を行うこと。

なお、更なる改善を図る等の理由によりこれを変更する場合は、町の上承を得ること。

- ⑦ 「栃木県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき健康診断を実施すること。

（3）職員配置に関すること

- ① 保育士の保育経験及び年齢構成に十分配慮し、募集要項で定める基準により正規職員を配置すること。
- ② 保育士配置基準は「栃木県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を最低条件とする。ただし、障害児（支援児）については、子ども2人に対し保育士1名配置を基準とするが、障害の程度に応じ適切な加配に努めること。
- ③ 各クラス担任は1年度単位でクラスを受け持つこととし、特別な事情がある場合を除き、年度途中での変更がないように努めること。
- ④ 園長及び主任保育士等の幹部職員は、当該保育園の専任としなければならない。また当該幹部職員は、保育士または幼稚園教諭としての豊富な実務経験と幹部としての能力を有するものであること。
- ⑤ 子どもが保育園で豊かな生活を送ることができるよう、保育士等の勤務環境にも十分配慮すること。
- ⑥ 移管前の保育園に勤務していた臨時職員については、本人の希望を確認の上、できる限り継続雇用とすること。

（4）その他の事項に関すること

- ① 保育園の運営にあたっては、保護者並びに近隣住民に対し誠意を持って対応すること。
- ② 私的契約児を入園させないこと。
- ③ 入園の決定、定員の決定は那須町が行うものであること。入園の決定については、児童の適切な入園を行うため、町が保育園入園判定会議を設置し必要事項を審議したうえで決定する。
- ④ 移管する保育園で現に実施している主な行事について、移管後3年間は可

能な限り継続すること。なお、その内容などについては、保護者や町に了解を得たうえで、成果向上のため変更していくことは問題ない。

- ⑤ 入園児童の保育料以外の保護者負担額（保護者会費、諸費等）は、当分の間は現行どおりとすること。ただし、新たなサービスの対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。
- ⑥ 町が行う園長会議に参加するとともに、那須町保育会や各種研修会にも積極的に参加すること。

7 民営化のスケジュール

(1) (仮称) 那須第5保育園（大同保育園と高久保育園を統廃合し新設する園）については、平成34年4月からの移管先事業者による業務開始を目指します。

平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・民営化ガイドラインの検討 ・新設保育園建設候補地の検討
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・民営化ガイドラインの策定、公表 ・栃木県との協議（認可、建設費補助等事前協議） ・民営化対象保育園に係る保護者等説明会の開催
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・法人選定委員会の設置、開催
平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> ・移管先事業者募集（募集要項配布、説明会等） ・移管先事業者選定、決定 ・保護者説明会の開催 ・三者協議会の開催（以降、定期的に開催） ・移管先事業者による新園舎新築設計 ・移管先事業者による新園舎建設入札、発注
平成32年度	<ul style="list-style-type: none"> ・移管先事業者との協議（引継ぎ計画の作成） ・保護者説明会（合同保育の実施等）
平成33年度	<ul style="list-style-type: none"> ・業務引継ぎ（概ね1年間）、合同保育（概ね6カ月間） ・新園舎完成 ・栃木県への保育園認可申請
平成34年度	<ul style="list-style-type: none"> ・民営化開始（移管先事業者による業務開始、4月）

※ 平成31年2月に計画変更し、目標を平成34年4月とした。

※ 今後の進捗状況によりスケジュールは変更になることがあります。

- (2) (仮称)那須第4保育園(那須高原保育園を民間移譲)については、平成33年4月からの移管先事業者による業務開始を目指します。

平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> • 借地(共有地)所有者等との事前協議 • 栃木県との協議(認可事前協議等) • 民営化対象保育園に係る保護者等説明会の開催
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> • 法人選定委員会の設置、開催
平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> • 移管先事業者募集(募集要項配布、説明会等) • 移管先事業者選定、決定 • 三者協議会の開催(以降、定期的に開催) • 移管先事業者との協議(引継ぎ計画の作成) • 保護者説明会(合同保育の実施等)
平成32年度	<ul style="list-style-type: none"> • 業務引継ぎ(概ね1年間)、合同保育(概ね6カ月間) • 栃木県への保育園認可申請
平成33年度	<ul style="list-style-type: none"> • 民営化開始(移管先事業者による業務開始、4月)

※ 平成31年2月に計画変更し、目標を平成33年4月とした。

※ 今後の進捗状況によりスケジュールは変更になることがあります。

8 円滑な引継ぎ

- (1) 保護者・事業者・町の三者による話し合いの場の設置

移管先事業者の決定後、速やかに保護者・事業者・町の三者による話し合いの場として「三者協議会」を設置します。

三者協議会は、引継ぎ保育や移管後の保育内容、保育実施中の問題点等について話し合い、決定していく場となります。それぞれが共通の認識を持ち、信頼関係を構築することで、三者が協力し合ってよりよい保育に向けて取組めるよう努めます。

移管後においても一定期間、移管先事業者に対して、定期的な三者協議会の開催を義務付けます。

- (2) 移行準備期間と移行計画の策定

民間移管のための準備期間として1年間程度を確保し、円滑な移行が行われるよう移行計画(詳細なスケジュール、引継ぎ計画等)を立てます。

- (3) 合同保育(引継ぎ保育)の実施

民間移管のための準備期間中、子どもへの負担を最小限に抑えることや移管対象保育園の保育内容を引き続き実施していくこと等を目的として、町職員と移管先事業者職員が合同で保育にあたる期間を設けます。合同保育の期間中に

個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行います。

合同保育の期間は概ね6か月とし、その期間については保護者・事業者・町で協議の上決定します。

保育園運営を移管先事業者に移管した後も当分の間は、必要に応じて町は保育士を派遣し引継ぎの状況を確認します。

9 運営移管後のチェック体制

(1) 移管に関する問題の解決

引継ぎ過程での保護者・事業者・町の話し合いの結果、決定した事項を、事業者が確実に履行する仕組みを作ります。

町は、事業者による保育内容を逐次確認し、移管した後の施設運営や事業内容が、当初の条件のとおり実施されているかチェックするとともに、移管に関する問題が生じた場合には、町が責任を持って調査し、必要な指導、改善を行います。

(2) 巡回訪問

移管後しばらくの間は、移管先事業者による運営が町立保育園の保育水準を維持しているかどうかを確認するとともに、さらなる向上を図るため、定期的に巡回訪問を行い、必要な支援、アドバイスを行います。

(3) 定期的な三者協議会の開催

移管後についても一定期間、より良い保育を目指しての保護者・事業者・町による話し合いの場として、定期的に三者協議会を開催します。

保護者と施設の間において保育上の問題等が生じた場合も、三者協議会で協議し解決を図ります。

(4) 利用者アンケート、第三者評価

良好な保育園運営がされていることを確認するため、移管先事業者には、必要により随時、利用者アンケートの実施を義務付けます。

また、栃木県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第53条第2項に定める外部の者による評価については、「福祉サービスの第三者機関による評価」を運営移管後3年目までに受審し、その結果を公表するよう努めることとします。

(5) 相談・苦情等

保護者等からの相談、意見や苦情等は、まず保育園（移管先事業者）での対応が基本となります。保護者と事業者において解決に苦慮する問題が発生した場合は、解決に向けて町が必要な調整を行います。

さらには、保護者等が直接保育園に言えない意見や苦情等については、町こども未来課が窓口となって相談を受けます。解決が困難な問題を調整する仕組みとして、中立・公正な第三者の立場から提言を行う「専門委員会」を町に設置します。

移管先事業者は、専門委員会からの提言や町からの意見、指導等を考慮し、保護者等へ回答や解決策を示すこととします。

(6) 施設環境の整備と充実

保育園運営を移管した後も、利用者が安心して快適に利用できるよう、移管先事業者は、施設の老朽化等に対し計画的な改修を進めます。緊急対応が必要な修繕や環境整備については、安全・安心な保育を最優先に、移管先事業者と町は情報を共有し合いながら随時対応していきます。